

大連市河川振興會ニテ河川ニモリ建設スル以テ古河左ヤ行テ
昭和二十四年三月二十五日 自千三百三拾陸圓

昭和二十四年三月二十一日 千一百一拾三十圓 決定

附函 附式



運輸事務官三上益一外四名敘位の
件

右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十四年三月二十六日

内閣総理大臣吉田 茂



人運位第二三 号

案 起

昭和三年三月

決議昭和三年三月十五日
上奏昭和三年三月十五日
昭和三年三月十五日

施行昭和三年三月十五日
公布昭和三年三月十五日
昭和三年三月十五日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

林 國務大臣

森 國務大臣

鈴木 國務大臣

榎 國務大臣

池田 國務大臣

稲垣 國務大臣

益谷 國務大臣

本多 國務大臣

植田 國務大臣

大屋 國務大臣

青木 國務大臣

山口 國務大臣

高瀬 國務大臣

小澤 國務大臣

木村 國務大臣

(運輸事務官)

三上 益一

從七位に敘する

二月二十五日付

(通信技官)從七位溝邊武志

正七位に敘する

二月二十六日付

(運輸技官)

馬渡 龜次

從七位に敘する

二月二十七日付

(運輸事務官)從七位山口臺二郎

正七位に敘する

(同)

從五位後藤 猛雄

三月 四日付

正五位に敘する

三月十二日付

内

閣

五五五五五五

三月十二日付

三月十四日付

人式第六一九号

昭和二十四年三月十八日

運輸大臣 大屋 晋



内閣総理大臣

吉田

茂 仁殿 八通十号

二月二十五日 四月二日 五月十三日 六月十六日

三月十一日

申 請

叙位について

重

諭

省

運輸事務官三上益一は、在官十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に敘せられるようご詮議願いたい。

從七位に敘する	昭和二十四年 二月二十五日	昭和二十四年 四月二十日	昭和十三年六月十六日 任鉄道局書記	運輸事務官 三上益一
内閣總理大臣 吉田茂	二級に陞叙す 二十五日	死亡	在官十年以上 死亡當時八級十号俸	

昭和二十四年三月十八日

運輸大臣 大 塚 喜

官秘乙第二八一号

昭和二十四年三月二十二日

逓信大臣 小澤 佐重喜



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

請 議

官吏叙位について

正七位に敘する

昭和二十四年
二月二十六日死亡

逓信技官

從七位

溝邊 武志

右の者は在職二十四年以上に亘り職務に精勵し成績顯著であつたが病氣に罹り二月

二十六日死亡したの下特に生前の日附で頭書
のとおりに叙位せられるよう履歴書を添
え請議する

人式第五九三号

昭和二十四年三月十八日

運輸大臣 大屋 晋



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

甲 請

叙位について

運輸省

運輸技官馬渡亀次は、在官十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

從七位に叙する	昭和二十四年 二月二十七日	昭和二十四年 二月二十七日	昭和十三年十二月十六日	運輸技官馬渡亀次
二級に陞叙する	死	亡	任 鉄道局 技手	
			在官十年以上	
			死し当時鉄道九級七号俸	

人式第六八四号

昭和二十四年三月十九日

運輸大臣 大屋 晋



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

申 請

叙位について

運輸省

運輸事務官從七位山口臺二郎は、在官二十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日

で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

昭和二十二年	昭和二十四年	大正十三年十二月十六日	運輸事務官
正七位に叙する	四月三十日	三月四日	任鉄道局書記
二級に陞叙する	死	亡在官二十四年以上	從七位山口臺二郎
		死亡当時十級七号俸	

人式第六七九号

昭和二十四年三月十九日

運輸大臣 大屋 晋



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

申 請

叙位について

重 輸 省

運輸事務官從五位後藤猛雄は、一級に陞叙した者で、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日
で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい。

正五位に叙する	昭和二十四年三月十二日 一級に陞叙する	昭和二十四年三月十二日 死	大正二年八月十五日 任鉄道院書記 昭和九年十二月二十四日 任鉄道局副参事 昭和二十二年十一月三十日 任官を以て待遇 一級官を以て待遇 死亡官當時鐵道十二級 五号俸	運輸事務官 從五位 後藤 猛雄
---------	------------------------	------------------	---	-----------------------

運輸事務官

三

上

益

一

明治三十四年九月十日生

年 號	月 日	任 免	賞 罰	等	資 格	在 職 年 數	通 算
昭和十三	六	任鐵道局書記					
		給月俸六十八月					
		札幌鐵道局勤務ヲ命ス					
		名寄駅運轉掛兼助役ヲ命ス					
		名寄駅助役ヲ命ス					
		給月俸七十月					

現住所 札幌鐵道局

重

録

省

西 西 西 美 深 馳 助 役 命 人

士
六
給
古
級
俦

一五五三八
糖內運輸車路所運轉

鄧子命

五五給五級俸

五九土分課規程改正雅內管理部

輸送課勤務士

十一
官制改正鑄道官鋪

一八六
給四級俸

一八一
官制改正運
輸通信省ト九

一	四	二	二	通	館	居	理	部	執	送	誨	澤	事
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保
勤
務
工
命
人

二〇五
一九
官制改正輝
輸省ノル

七
一
分課
教程
改正
函館
管理部

列軍課勤務上元

二
一
三
三
五
給
二
級
僱

一 勅令第九二号 第九二号 第九二号
運輸事務官 三級 一五四十九

運輸事務官 三級 一五四十九

二二五
一
函信部連轉運行

係勸務トナル

六言
給二十字傳

七
一
紡
十五
子
僕

五十三 終年

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百

終八

一 鉢十子供を納する

二四二 二五二級に望みする
之

十年八月

計 十年八月

府縣 鹿兒島縣
明治卅四年三月八日
姓名 姓ミソ 名邊 武志
但無給

大正 九 三一五 長崎縣立佐世保中學校卒業

一一 六一 遞信官吏練習所技術科入學

一三 六三〇 遞信官吏練習所技術科卒業

七 七 任遞信技手

給月俸五拾參圓 大阪中央電話局在勤ヲ命ス 同 遞信省

官制改正 遞信技手ニ任シ月俸五拾參圓ヲ給シ

大阪中央電話局在勤ヲ命セラル

給月俸五拾六圓 同

給月俸五拾九圓 同

給月俸六拾貳圓 同

給七級俸 同

昭和二

三三一

給月俸六拾八圓

逓信省

任逓信局技手

給月俸六拾八圓

同

大阪逓信局在勤ヲ命ス

同

給月俸七拾壹圓

同

給六級俸

同

給五級俸

同

給四級俸

同

給四級俸

同

大阪逓信局在勤ヲ命ス

同

給三級俸

同

業務部電務課電話係長ヲ命ス

同

給二級俸

同

賞勳局

敘勳八等授瑞寶章

官制改正

給一級俸

逓信省

官制改正

逓信省

官制改正

業務部電話課掛書係長ヲ命ス

二一四二五

任逓信技官

敘二級

二十號俸下賜

大阪中央電話局在勤ヲ命ス

逓信院電務局兼務ヲ命ス

大阪中央電話局駐在ヲ命ス

逓信省官制施行並俸給令改正

十九號俸下賜

大阪逓信局兼勤ヲ命ス

大阪中央電話局第二市外交換課長を命ずる

逓信省電務局兼務を免ずる

大阪逓信局兼勤を免ずる

昭和二二 八三〇

二四 二二 八

死亡

二十一歳を給する

運輸技官

馬渡亀次

明治三十二年八月十二日生

年	號	月	日	任	免	賞	罰	等	資	格	在	職	年	數	通	算
昭和	二二	八	三〇	二	四	二	八									
二	五	二	六	給	四	級	俸									
				鳥	楠	機	関	在	勤	命						
				機	関	士	ヲ	命								
				門	司	鐵	道	勤	務	命						
				給	五	級	俸									
				任	鐵	道	技	手								

現住所 門司鐵道局

運輸省

履歷用紙

運

輸

省

二四二七 北七

計

十年二月

一七十一

官制改正鐵道官補

一八十一

官制改正運輸通信省トル

一九六

給三級俸

二〇五

官制改正運輸省トル

二一四

初令第九号及第九号
より運輸技官ニ級ニ昇格
トル

六

三〇

給三十級俸

七

一

給十五級俸

十一

三十一

給十級俸

二一

三十一

給十八級俸

九

三〇

十九級俸を給する

十一

三十一

二十級俸を給する

運輸事務官 從七位 山口 壹二 郎
明治三十八年十二月六日生

年 號			任 免 賞 罰 等			資 格			在 職 年 數			通 算		
年	號	月 日	任	免	賞	罰	等	資 格	在 職	年 數	通	算		
大正	十	三	六	任	鐵道局書記									
			月俸	五拾	八	月								
			東京鐵道局勤務命令											
			電氣課庶務掛勤務命令											
廿六	六	六	給	月俸	六拾	五	月							
五	十	六	給	七級俸										

現住所 鐵道總局電氣局

昭和三十一年六月十九日
給月俸六拾九円

四十六 給月俸七拾貳円

五十六 給六級俸

七十六 給五級俸

百六十四 川崎發電所助役ヲ命ス

六十六 給四級俸

七十九 職制改正達第七九〇号
ニ依リ助役トナル

百五十二 給三級俸

百五十八 品川電力區助役ヲ命ス

百五十五 任鐵道屬

百五十五 給三級俸

一官制改正 鐵道省
施設規畫課勤務トナル

百五十六 給二級俸

百五十一 敍號八等授瑞寶章

百五十一 官制改正 運輸通信省
トナル

令課規程改正

鐵道總局施設規畫課

勤務トナル

給一級俸

百五十一 敍從七位

百五十五 官制改正 運輸省トナル

鐵道總局電氣省電化課

勤務ヲ命ス

新令第九十五号及第九十三号
ニ依リ運輸事務官百五十五号

百五十四

履歴用紙

運輸省

二一	三〇	給十八號俸			
七一	給十八號俸				
二一	三一	給十九號俸			
二一	四〇	陞叙二級			
		二十號俸下賜			
九	三〇	二十號俸を給する			
	三一	二十號俸を給する			
	三一	二十號俸を給する			
二一	一	十級六號俸を給する			
二一	三一	十級七號俸を給する			
二四	三	死亡			
			計		三十四年三月

昭和二十二年勅令第一号第一條に依り
過去審査に合格(確認書第三三六五五号)

三十四年二月

運輸事務官 從五位後 藤猛雄
明治三十年六月二十八日生

現住所 大阪鐵道局

年號	月日	任	免	賞	罰	等	資格	在職年數	通	算
大正二	八	任鐵道院書記								
	一五	給十級俸								
		神戸鐵道局勤務ヲ命ス								
		下関運輸事務所勤務								
		ヲ命ス								
二	二六	給月俸式拾八圓								

運輸省

三十一 給月俸拾壹圓

四十六 官制改正

四十七 賜金拾五圓 大正三四年
事務要

五十一 給月俸拾四圓

六十一 給月俸拾六圓

六十一 由宇驛長ヲ命ス

六十一 給月俸拾八圓

七十一 運輸課勤務ヲ命ス

八十一 給六級俸

八十五 官制改正 西管向ヲ神管局ト改稱

九十五 給五級俸

九十八 給八級俸 給令改正 月俸拾五圓

九十九 師兼務ヲ命ス

一〇〇 三 沖戸鐵道句教習所講

一〇一 師兼務ヲ免ス

一〇二 給四級俸

一〇三 給三級俸

一〇四 大改運輸事務所

一〇五 勤務ヲ命ス

一〇六 官制改正 大改鐵道句

一〇七 給二級俸

一〇八 九叙勲八等授瑞寶章

一〇九 俸給令改正 二級俸 (二七月)

一一〇 八叙從七位

一一一 給一級俸

履歷用紙

運輸省

九七	〇	兵庫駅長ヲ命ス			
七	二	任鐵道句副參事			
		叙高等官七等			
		六級俸下賜			
		大阪鐵道句勤務ヲ命ス			
		兵庫駅長ヲ命ス			
九四	元	授白鳥桐葉章	明治一二年 明治九年		
九三	三	梅小路駅長ヲ命ス			
〇一	八	叙中七等授瑞寶章			
七	一	墮叙高等官六等			
七	五	叙正七位			
七	一	叙勳六等授瑞寶章			
六	五	五級俸下賜			
六	二	墮叙高等官四等			
六	二	叙正六位			
二	二	叙勳五等授瑞寶章			
三	四	大坂駅長ヲ命ス			
六	五	三級俸下賜			
一七	一	官制改正鐵道官四等五級			
八	一	官制改正運輸通信省トナル			
一五	四	叙勳五等授瑞寶章			
		明治九年十月又即事變			
一六	三	四級俸下賜			
〇五	五	官制改正運輸省トナル			
〇	三	三級俸下賜			
二	一	墮叙高等官三等			
二	五	叙從五位			

履歴用紙

運輸省

廿一	一	勅令第九百九十二号及第九百九十三号 依り運輸事務官ニ級 二八三月三十一日付
六	三〇	十二號俸下賜
七	一	二十四號俸下賜
十二	三二	二十五號俸下賜
二二	十六	一級官を以て待遇する
二二	一五	昭和二十二年勅令第一号第七條に依り、 適合審査に合格（確認）第七九二二三二（号） 録送ニ級より俸を給する
二三	一五	録送ニ級より俸を給する
二四	一五	録送一級より俸を給する
二四	一五	録送一級より俸を給する

官秘乙第二八一號

昭和二十四年三月二十二日

通信大臣官房秘書課長



總理廳官房人事課長 殿

故通信技官溝邊武志の叙位について別に請議致しましたが同人は昭和二十一年四月二十五日二級官に陞叙せられて居り差し向き叙位の恩典に浴する途がないけれども三級官であつたならば任官以來滿二十四年以上在職し常に職務に精勵し勤勞多く成績顯著な者であるので從來から詮議されておる死亡に伴う優遇の場合との均衡を考慮して高等官六等として取扱ひが出来るので請議した次第であります 何卒右事情御賢察の上叙位の恩典に浴せられますよう御取計らい願いたく依頼致します

通
輜
省

廿一
四一

勅令第百九十三号 及第百九十三号
依り 學藝部 瑞上員二級
二八三月三三 依り

二八三兩三錢五分

438-10

賀鑄

亭

金

火
土

5	谷
---	---

--	--

丁

絲野藥官民人集藉身

二十四年三月二十二日

燕京大臣官民錄書



官醫藥二八一號

昭和三十四年三月十九日

運輸大臣官房人事課長



運輸省

總理廳官房人事課長殿

運輸事務官山口臺二郎について別に敘位の申請をしたが同人は大正十三年十二月十六日鉄道局書記に任官在官二十四年余その間現場第一線の川崎発電所、品川電力区の各事務助役を歴任、昭和十七年五月十六日電氣局電化課に轉じ戰時中予算主務者として繁忙且つ困難な業務を担当し時局の要請に應え終戦後電氣関係工事の進展に伴う複雑な予算事務を完遂し特に會計制度改正の際にはその豊富な経験と卓越した識見を以つて卒先業務に精勵し寄与するところ頗る大なるものがありその成績は優秀なものであつて昭和二十年二月一日には從七位に敘せられたものであつたが不幸三月

運 輸 省

四日、胃潰瘍のため死亡するに至つたもので、在官二十年以上で高等官六等に敘する資格を有する者に対して正七位に敘する場合との均衡を考慮し、この際特に正七位に敘せられるやう御取計い願いたい。

故文部教官菊池健三外一名位階追
陞の件
右謹んで裁可を仰ぐ
昭和二十四年四月十四日
内閣総理大臣吉田 茂



二天

茂

